

大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第36号

大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大府市条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 乳児等通園支援事業の認可（法第34条の15第2項に規定する認可をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、乳児等通園支援事業を開始しようとする日の6月前までに、大府市乳児等通園支援事業認可事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）に事業計画書（第2号様式）、省令第36条の36第1項に規定する事項を記載した書類及び同条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書を受理した場合において、事業計画書その他の提出された書類（以下「事業計画書等」という。）の内容を審査し、乳児等通園支援事業の実施を承認することが適当と認めたときは、大府市乳児等通園支援事業認可内示書（第3号様式。以下「内示書」という。）により事前協議書を提出した者に通知するものとする。この場合において、市長は、乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の設備、運営面等に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の場合において乳児等通園支援事業の実施を承認することが適当でないとしたときは、大府市乳児等通園支援事業事前協議不承認書（第4号様式）により事前協議書を提出した者に通知するものとする。

4 内示書の交付を受けた者（以下「内定者」という。）が事前協議の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大府市乳児等通園支援事業認可事前協議内容変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該内定者に大府市乳児等通園支援事業認可事前協議内容変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

（認可申請）

第3条 内定者は、乳児等通園支援事業所を整備し、開設の準備が完了したときは、大府市乳児等通園支援事業認可申請書（第7号様式。以下「認可申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（認可）

第4条 市長は、認可申請書を受理した場合において、認可申請書の内容及び乳児等通園支援事業所を検査し、法及び条例に定める基準並びに事業計画書等（第2条第2項後段の規定により条件を付したときは、その条件を含む。）に適合していることを確認し、乳児等通園支援事業の認可をするときは大府市乳児等通園支援事業認可通知書（第8号様式）により、適合していることが確認できず、認可をしないときは大府市乳児等通園支援事業不認可通知書（第9号様式）により、当該内定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認可をするに当たり、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき認可をするに当たっては、あらかじめ大府市子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

（認可事項の変更）

第5条 前条第1項の認可を受けた者（以下「実施事業者」という。）は、認可された乳児等通園支援事業の内容を変更しようとするときは、大府市乳児等通園支援事業内容変更申請書（第10号様式）を変更しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、大府市乳児等通園支援事業内容変更承認書（第11号様式）により、当該実施事業者に通知するものとする。

（休止又は廃止）

第6条 実施事業者は、乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとするときは、大府市乳児等通園支援事業休止・廃止申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請に対し承認する場合は、大府市乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書（第13号様式）により、当該実施事業者に通知するものとする。

（報告）

第7条 市長は、特に必要があると認めたときは、実施事業者に対して必要な報告を求めることができる。

（立入調査）

第8条 市長は、乳児等通園支援事業所に対し定期的に立入調査を行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、特別立入調査を行うことができる。

3 市長は、前2項に規定する立入調査の結果、児童の処遇等に適切を欠くと認める実施事業者に対して、必要な指導又は改善の勧告若しくは命令（以下「指導等」という。）を行うものとする。

4 市長は、指導等を行ったときは、事後適当な時期に報告を求め、又は立入調査を行い、改善状況を確認するものとする。

（事業の制限及び停止）

第9条 市長は、法第34条の17第4項の規定に基づき事業の制限又は停止を命ずるときは、大府市乳児等通園支援事業制限・停止命令書（第14号様式）により、実施事業者に通知するものとする。

（認可の取消し）

第10条 市長は、法第58条第2項の規定に基づき認可を取り消すときは、大府市乳児等通園支援事業認可取消通知書（第15号様式）により、実施事業者に通知するものとする。

（研修の実施等）

第11条 実施事業者は、条例第20条第1項に規定する市長が行う研修に職員が参加できる機会を与えるとともに、当該研修を修了したときは、速やかに当該研修の修了証の写しを市長に提出しなければならない。

（賠償責任保険）

第12条 実施事業者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入に努めるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日より前に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第7条に基づく準備行為として行われる申請については、この規則の規定を準用する。
- 3 前項の申請は、この規則の施行の日以降は、この規則の規定に基づき行われたものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

大府市長 殿

所 在 地

設 置 者 名

代表者職氏名

担当者氏名

電 話 番 号

大府市乳児等通園支援事業認可事前協議書

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条第1項の規定により、協議します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 3 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 4 収支予算書
- 5 事業を行う者の履歴
- 6 事業を行う者の資産状況
- 7 法人の場合、その法人格を有することを証する書類
- 8 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

第2号様式（第2条関係）

事業計画書

乳児等通園支援事業の事業類型		☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業								
施設の名称										
施設の所在地										
設置者名										
設置者住所										
代表者名		職名		氏名						
管理者名		職名		氏名						
管理者住所										
事業開始予定年月日										
系列施設		有（系列施設数 か所〔直営店・ＦＣ〕うち県内 か所）無								
定員		0歳児		1歳児		2歳児		計		
施設・設備	室名	乳児室・ほふく室			保育室・遊戯室			その他		
	室数	室			室			㎡		
	面積	㎡			㎡			㎡		
	便所	☐ 有（便器 個） ☐ 無								
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート れん瓦造 木造 その他（ ）						階建の 階		
		☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他								
	消火用具	☐ 有 ☐ 無								
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）									
兼用設備	☐ 有 ☐ 無									
	兼用する事業（ ） 兼用する設備（ ）									
開所時間		実施曜日			実施時間			備考		
					： ～ ：					

利 用 料 金	年 齢	基 本 料 金（時間）		そ の 他	
	歳 児	円		・ 食 事 代	円
	歳 児	円		・ お や つ 代	円
	歳 児	円		・ キ ャ ン セ ル 料	円
				・ ()	円
食 事	食 事 の 提 供		☐ 有 ☐ 無		
	食 事 の 提 供 方 法		☐ 自 園 調 理 ☐ 外 部 搬 入		
	調 理 設 備		☐ 有 ☐ 無		
	調 理 機 能 を 有 す る 設 備 の 内 容				
保 險	保 險 の 種 類		賠 償 責 任 保 險 ・ 損 害 保 險 ・ そ の 他 ()		
	保 險 事 故 (内 容)				
	保 險 金 額				
提 携 医 療 機 関	機 関 名				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
	提 携 内 容				

施設の平面図

- 注 1 配置図、立面図、平面図があれば、それを添付してもよい。
- 2 各室名及び各室の面積を図面に記入すること。
- 3 消火器は○印を、消火栓は「栓」の字を図面に記入すること。

保育従事者等の状況（ 年 月 日現在）

職名	氏名	年齢	保育 資格の 有無	常勤 非常勤 の別	勤務時間	週の出 勤日数	専任 兼任の別

注 1 乳児等通園支援事業に従事する者（代表者を含む。）について、全て記入すること。調理を担当する者については、職名に「調理」と記入すること。

2 資格について、保育士資格を有する場合は、保育士証の写しを添付すること。保育士資格を有しない場合は、子育て支援員研修等の修了すべき研修の修了証書等を添付すること。

3 常勤職員とは、1日に6時間以上かつ月に20日以上勤務する者をいう。

4 勤務時間については、24時間制で記入し、主となる勤務時間について記入すること。

第 3 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長 印

大府市乳児等通園支援事業認可内示書

年 月 日付けで提出のありました大府市乳児等通園支援事業認可事前協議書を審査した結果、下記のとおり乳児等通園支援事業の実施を承認したので通知します。
乳児等通園支援事業所を整備し、開設の準備が完了したときは、指定する期日までに、大府市乳児等通園支援事業認可申請書に必要な書類を添えて提出してください。

記

1 施 設 名 称

2 所 在 地

3 条 件

4 必要書類の提出期限 年 月 日

第4号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業事前協議不承認書

年 月 日付けで提出のありました大府市乳児等通園支援事業認可事前協議書を審査した結果、下記の理由により乳児等通園支援事業の実施を承認しないこととしたので通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

大府市長 殿

所 在 地

設 置 者 名

代表者職氏名

担当者氏名

電 話 番 号

大府市乳児等通園支援事業認可事前協議内容変更申請書

年 月 日付け第 号で乳児等通園支援事業として承認された事前協議の内容に変更が生じたので、大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条第4項の規定により、下記のとおり変更の申請をします。

記

1 変更内容

2 変更理由

第 6 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業認可事前協議内容変更承認書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の認可の事前協議
内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

変更内容

第7号様式（第3条関係）

年 月 日

大府市長 殿

所 在 地

設 置 者 名

代表者職氏名

担当者氏名

電 話 番 号

大府市乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業について乳児等通園支援事業所を整備し、開設の準備が完了したので、大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第3条の規定により、必要書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 施設整備完了報告書（別紙）
- 2 工事請負契約書の写し又は納品書の写し
- 3 所在図及び平面図
- 4 建築関係手続を証する書類（建築確認申請を要した場合）
- 5 職員名簿及び保育士証の写し
- 6 運営規程、定款、寄附行為等

別紙

施設整備完了報告書	
ふりがな 施設の名称	
所在地	電話
設備構造等	

第 号
年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで提出のありました大府市乳児等通園支援事業認可申請書
及び乳児等通園支援事業所を検査した結果、下記のとおり乳児等通園支援事業の認可を決
定したので通知します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 事業開始年月日
- 4 設 置 者
- 5 管理者（施設長）
- 6 証明書交付年月日
- 7 条 件

第9号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで提出のありました大府市乳児等通園支援事業認可申請書及び乳児等通園支援事業所を検査した結果、下記の理由により乳児等通園支援事業の認可をしないこととしたので通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第10号様式（第5条関係）

年 月 日

大府市長 殿

所 在 地

設 置 者 名

代表者職氏名

担当者氏名

電 話 番 号

大府市乳児等通園支援事業内容変更申請書

年 月 日付け第 号で認可を受けた乳児等通園支援事業について、
内容の変更がありますので、大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条第1
項の規定により、下記のとおり変更の申請をします。

記

1 変更内容

2 変更理由

第11号様式（第5条関係）

年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業内容変更承認書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

変更内容

年 月 日

大府市長 殿

所 在 地

設 置 者 名

代表者職氏名

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

大府市乳児等通園支援事業休止・廃止申請書

年 月 日付け第 号で認可を受けた乳児等通園支援事業について、
休止 ・ 廃止 の承認を受けたいので、大府市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 休止・廃止 希望日 年 月 日

2 休止・廃止 の理由

第 号
年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の休止・廃止について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 事 業 開 始 年 月 日
- 4 設 置 者
- 5 管 理 者（施 設 長）
- 6 廃止期日又は休止期間

第14号様式（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業制限・停止命令書

年 月 日付け第 号で認可した乳児等通園支援事業について、下記の理由により事業の 制限 ・ 停止 を命じます。

記

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第 号
年 月 日

様

大府市長



大府市乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付け第 号で認可した乳児等通園支援事業について、下記
の理由により認可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施設の所在地
- 3 事業実施者
- 4 認可取消の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長
に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算し
て6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市
を代表する者は、大府市長となります。）。